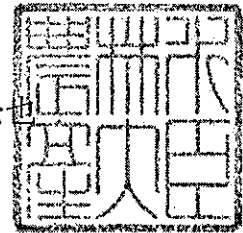


26消安第2975号  
平成26年10月2日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 西川 公也



飼料の基準及び規格の改正に係る意見の聴取について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第3条第1項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1に定める下記の物質の規格を別紙のとおり改正することについて、同法第59条第1項の規定に基づき、公衆衛生の見地からの意見を求めます。

記

- 1 アラクロール
- 2 アルジカルブ
- 3 フェンチオン

## アラクロールの残留基準値

対象となる飼料	残留基準値(mg/kg)
大麦	削除
とうもろこし	0.02
マイロ	0.05
ライ麦	削除
牧草(水分含量10%)	0.05

残留基準値の対象物質はアラクロールとする。

## アルジカルブの残留基準値

対象となる飼料	残留基準値 (mg/kg)
大麦	0.02
小麦	0.02
とうもろこし	0.05
えん麦	0.2
マイロ	0.2
ライ麦	削除
牧草 (水分含量10%)	1

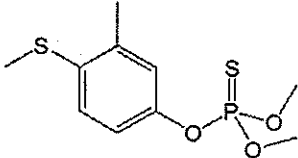
残留基準値の対象とする物質はアルジカルブ、アルジカルブスルホキシド及びアルジカルブスルホンとする。

## フェンチオンの残留基準値

対象となる飼料	残留基準値 (mg/kg)
とうもろこし	削 除

## フェンチオンの残留基準値の見直し (概要)

## 1. 農薬「フェンチオン」の概要

評価物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般名 フェンチオン (MPP)</li> <li>・ISO名 fenthion</li> <li>・IUPAC名 <i>O,O</i>-dimethyl <i>O</i>-4-methylthio-<i>m</i>-tolyl phosphorotioate</li> </ul> <p>有機リン系殺虫剤。ニカメイチュウ、ウンカ類、カメムシ類の防除、コガネムシ類の駆除等に利用。</p> 
食品安全委員会の食品健康影響評価結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ADI* 0.0023 mg/kg 体重/日</li> <li>・暴露評価対象物質 フェンチオン及び代謝物 B、C、D、E 及び F</li> </ul> <p>*Acceptable Daily Intake : 一日許容摂取量</p>

## 2. フェンチオンに対する残留基準値(MRL)設定の経緯

平成 18 年、食品へのポジティブリスト制度導入に伴う飼料の MRL 改正に際し、それまでの (独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC) による残留農薬検査において、本農薬が飼料から検出された事例があったことから、飼料の MRL 設定対象農薬として選定され、日本の食用とうもろこしの MRL<sup>1</sup>を参照して、飼料用のとうもろこし (種子) について MRL (5 mg/kg) が設定された。

なお、その他の主要な飼料原料 (大麦、小麦、えん麦、ライ麦、マイロ、牧草) については、国内ではこれらの作物に対する当該農薬の適用がなく、飼料の主要輸入相手国 (米国、カナダ、豪州) においても MRL が設定されていなかったことから、MRL は設定されなかった。

## 3. 国内外におけるフェンチオンに対する適用等 (平成 26 年現在)

国内では、本農薬は農薬取締法に基づき登録されており、適用農作物は大豆、あずき、ばれいしょ等食用農作物の他、芝、すぎ・ひのき、休耕田等とされている。

また、飼料の主要輸入相手国のうち、米国及びカナダでは農薬として登録されておらず、農作物等の MRL は設定されていない。豪州では登録されているが適用農作物は飼料作物以外 (りんご、なし、かんきつ類、ぶどう、パパイヤ、かき、チェリー、ネクタリン、プラム及びメロン等) のみである。その他、スペインで果物類、韓国で稲やりんごに適用がある。

<sup>1</sup> 平成 18 年に 5 mg/kg として暫定基準値が設定されたが、現在は削除されている。

#### 4. 飼料中の残留農薬検査結果

##### (1) とうもろこし（種子）

FAMIC による飼料中の残留農薬検査において、とうもろこしや飼料利用される加工副産物（コーングルテンフィード等）のフェンチオンを対象とした検査は平成 13 年以降、約 500 点行われているが、これまで定量下限以上検出された事例はない（定量下限 0.02 又は 0.05 mg/kg）。

##### (2) その他飼料

FAMIC による飼料中の残留農薬検査において、配合飼料等のフェンチオンを対象とした検査は平成 4 年以降、約 7000 点行われており、平成 8-16 年に 11 件の飼料（配合飼料、輸入牧草）から検出されたが、平成 17 年以降に定量下限以上検出された事例はない（定量下限 0.02 又は 0.05 mg/kg）。

#### 5. 飼料の MRL の見直し(案)

今般、本農薬について国内外の登録状況や飼料の残留検査結果を確認したところ、

- 国内及びとうもろこし（種子）の主要輸入相手国において、本農薬のとうもろこしへの適用は確認されていない。
- 平成 17 年以降、国内で流通する飼料原料や配合飼料から本農薬が検出された事例はない。

以上より、国内で流通する飼料用とうもろこし（種子）あるいはその他の飼料原料、配合飼料中に本農薬が残留しているおそれは低いと考えられる。

従来、飼料の残留農薬については全ての農薬に MRL を設定するのではなく、リスクに応じた対応をしており、国内又は主要輸入相手国外で適用のある作物に対して MRL を設定している。本農薬については飼料中に残留するおそれが低いことから MRL を設定しないこととし、現在のとうもろこしの MRL（5 mg/kg）を削除する。

平成23年11月10日

薬事・食品衛生審議会  
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会  
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成22年12月17日付け厚生労働省発食安1217第3号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づくフェンチオンに係る食品規格（食品中の農薬の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

(別添)

## フェンチオン

今般の残留基準の検討については、魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品中のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

### 1. 概要

(1) 品目名：フェンチオン [ Fenthion (ISO) ]

(2) 用途：殺虫剤

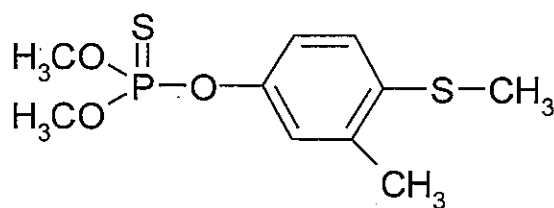
有機リン系殺虫剤である。アセチルコリンエステラーゼを失活させることでシナプスのアセチルコリン濃度を上昇させ、神経の異常興奮を起こさせて殺虫作用を示すと考えられている。

(3) 化学名：

*O,O*-dimethyl *O*-4-methylthio-*m*-tolyl phosphorothioate (IUPAC)

*O,O*-dimethyl *O*-[3-methyl-4-(methylthio)phenyl] phosphorothioate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{10}H_{15}O_3PS_2$
分子量	278.3
水溶解度	4.2mg/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}P_{ow} = 4.84$ (20°C)

(メーカー提出資料より)



## 2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方は以下のとおり。

### (1) 国内での使用方法

#### ① 50.0% フェンチオン 乳剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェンチオンを含む農薬の総使用回数
稲	ニカメイチュウ第1世代	1500倍	収穫30日前まで	1回	散布	2回以内 (種もみへの処理は1回以内、乳剤の苗床散布は1回以内、乳剤の本田での散布は1回以内)
	ニカメイチュウ第2世代	1000倍				
	ツマグロヨコバイ ウナカ類	1000～ 1500倍				
	イネハモグリバエ イネヒメハモグリバエ イネカラバエ アメリカザリガニ カメムシ類 イネシガレセンチュウ	1000倍	は種前		6～24時間 種粒浸漬	
	イネシガレセンチュウ				整地された 苗床の土壌 面に1m <sup>2</sup> 当り300～ 500mL散布	
	キリウシガガンボ幼虫					
ばれいしょ	テントウムシダマシ ナスノミハムシ アブラムシ類		収穫7日前まで	2回以内		2回以内
だいず	ダイズサヤマハエ ダイズクキタマハエ マメシクイガ	1000～ 1500倍	収穫45日前まで	3回以内	散布	3回以内
	カメムシ類	1000倍				
あずき	フキノメイガ マメホソクチゾウムシ マメアブラムシ	1000～ 1500倍	収穫21日前まで	4回以内		4回以内
	カメムシ類	1000倍				
さとうきび	アトウカネ幼虫 ハリガネムシ	500～ 1000倍	収穫200日前まで	2回以内	1m <sup>2</sup> 当り約 2L(希釈液)の割合 で土壌灌注	2回以内

② 5.0% フェンチオン 粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェンチオンを含む農薬の総使用回数
かんしょ	トウモロコシ幼虫	9kg/10a	収穫30日前まで	2回以内	定植時又は生育時 作条施用 覆土	2回以内
さとうきび	アトモコシ幼虫		植付時及び 収穫200日前まで		作条土壌混和	
	ハリガネムシ		植付時			
やまのいも	コガネムシ類幼虫		収穫45日前まで	3回以内	株元土壌 表面散布	3回以内

③ 2.0% フェンチオン 粉剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェンチオンを含む農薬の総使用回数
稲	ウンカ類 カメムシ類 ニカメイチュウ ツマグロヨコバイ	3~4 kg/10a	収穫21日前まで	2回以内	散布	2回以内 (種もみへの処理は1回以内、 乳剤の苗床散布は1回以内、 乳剤の本田での散布は1回以内)

(2) 海外での使用方法 (オーストラリア)

① 550 g/L フェンチオン 乳剤

作物名	希釈倍数	本剤の使用回数	使用時期	使用方法
ネクタリン	1053~1333 倍	—	収穫3日前まで	散布
すもも	1053~1333 倍	—	収穫3日前まで	散布
かき	1111~1333 倍	—	収穫7日前まで	散布
キウイフルーツ	1333 倍	5	収穫7日前まで	散布
アボカド	1333 倍	5	収穫7日前まで	散布
カスタードアップル	1333 倍	5	収穫7日前まで	散布

① 550 g/L フェンチオン 乳剤 (つづき)

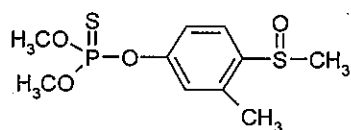
作物名	希釈倍数	本剤の使用回数	使用時期	使用方法
マンゴー	1333 倍	5	収穫 7 日前まで	散布
		—	収穫後	浸漬処理 又は噴霧処理

3. 作物残留試験

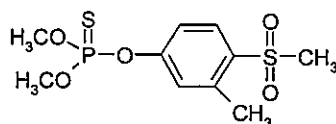
(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

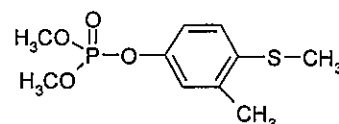
- ・ フェンチオン
- ・ 全P=S体：フェンチオン、フェンチオンスルホキシド (以下、代謝物Bという。)、フェンチオンスルホン (以下、代謝物Cという。) の合計値
- ・ 全P=O体：フェンチオンオキシソン (以下、代謝物Dという。)、フェンチオンオキシソンスルホキシド (以下、代謝物Eという。)、フェンチオンオキシソンスルホン (以下、代謝物Fという。) の合計値



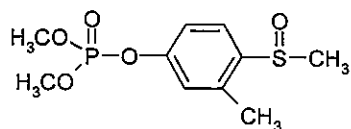
代謝物 B



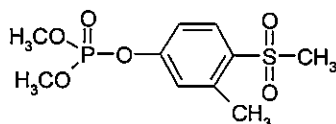
代謝物 C



代謝物 D



代謝物 E



代謝物 F

② 分析法の概要

試料からアセトンまたはアセトニトリルで抽出し、ジクロロメタンに転溶した後、シリカゲルカラムで精製する。硫酸マグネシウム存在下で過マンガン酸カリウムを用いて、全P=S体 (フェンチオンを含む) はフェンチオンスルホンに、全P=O体はフェンチオンオキシソンスルホンに酸化して、それぞれガスクロマトグラフ (FPD-P) で定量する。

全P=S体 (フェンチオンを含む) については換算係数 0.90 を用いて、全P=O

体については換算係数 0.95 を用いて、フェンチオンに換算した値で示す。

なお、フェンチオンのみを測定する場合は、シリカゲルカラムで精製した後、酸化処理を行わずガスクロマトグラフ (FPD-P) で定量する。

定量限界	フェンチオン	0.0008 ~ 0.005 ppm
	全P=S体	0.002 ~ 0.008 ppm
	全P=O体	0.004 ~ 0.02 ppm

## (2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-1、海外で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1-2を参照。

## 4. 魚介類への推定残留量

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本剤の水産動植物被害予測濃度<sup>注1)</sup>及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

### (1) 水産動植物被害予測濃度

本剤が水田及び水田以外のいずれの場面においても使用されることから、水田 PECTier2<sup>注2)</sup>及び非水田 PECTier1<sup>注3)</sup>について算出したところ、フェンチオン並びに代謝物 B、C、D、E 及び F の水田 PECTier2 は 0.086 ppb、非水田 PECTier1 は 0.059 ppb となったことから、水田 PECTier2 の 0.086 ppb を採用した。

### (2) 生物濃縮係数

<sup>14</sup>C 標識フェンチオン原体 (低濃度区 : 0.01 mg/L、高濃度区 : 0.1 mg/L) を用いた、14日間の取込期間及び11日間の排泄期間を設定したブルーギルの濃縮性試験が実施された。<sup>14</sup>C 放射能濃度分析の結果から、総残留放射能としてのフェンチオン並びに代謝物 B、C、D、E 及び F を含めた BCF は、低濃度区において BCF<sub>ss</sub><sup>注4)</sup> = 165、高濃度区において BCF<sub>ss</sub> = 140 と算出された。

### (3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果より、フェンチオン並びに代謝物 B、C、D、E 及び F の水産動植物被害予測濃度 : 0.086 ppb、BCF : 165 とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 0.086 \text{ ppb} \times (165 \times 5) = 70.95 \text{ ppb} \approx 0.071 \text{ ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠。

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

注4) BCF<sub>ss</sub>: 定常状態における被験物質の魚体中濃度と水中濃度の比で求められたBCF

(参考: 平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

## 5. ADIの評価

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフェンチオンに係る食品健康影響評価について、以下のとおり評価されている。

### (ADI設定根拠資料①)

無毒性量: 0.07 mg/kg 体重/day  
(動物種) ヒト  
(投与方法) 経口  
(試験の種類) 反復投与試験  
(期間) 4週間  
安全係数: 30

### (ADI設定根拠資料②)

無毒性量: 0.07 mg/kg 体重/day  
(動物種) サル  
(投与方法) 経口  
(試験の種類) 慢性毒性試験  
(期間) 2年間

ADI: 0.0023 mg/kg 体重/day

なお、評価に供された遺伝毒性試験の*in vitro*試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験を始め*in vivo*試験では陰性の結果が得られたので、フェンチオンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。

## 6. 諸外国における状況

1995年にJMPRにおける毒性評価が行われ、ADIが設定されている。国際基準はかんきつ類果実、オリーブ等に設定されている。

米国、カナダ、欧州連合(EU)、オーストラリア及びニュージーランドについて調査した結果、EUにおいてかんきつ類果実、オリーブ等に、オーストラリアにおいてうり科野菜、かんきつ類果実等に基準値が設定されている。

## 7. 基準値案

### (1) 残留の規制対象

フェンチオン並びに代謝物B、C、D、E及びFとする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、食品中の暴露評価対象物質としてフェンチオン並びに代謝物B、C、D、E及びFを設定している。

### (2) 基準値案

別紙2のとおりである。

### (3) 暴露評価

各食品について基準値案の上限まで又は作物残留試験成績等のデータから推定される量のフェンチオンが残留していると仮定した場合に、国民栄養調査結果に基づき試算される、1日当たり摂取する農薬の量（推定1日摂取量（EDI））のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

なお、本暴露評価は、各食品分類において、加工・調理による残留農薬の増減が全くないとの仮定の下に行った。

	EDI/ADI (%) <sup>注)</sup>
国民平均	29.8
幼小児（1～6歳）	58.6
妊婦	23.8
高齢者（65歳以上）	32.5

注) 個別の作物残留試験成績等がある食品についてはEDI試算、それ以外の食品についてはTMDI試算を行った。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

EDI 試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

- (4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度(暫定基準)が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

## フェンチオン作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【フェンチオン (全酸化代謝物を含む)】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
稲 (玄米)	2	4%粒剤	4kg/10a 散布	2回	60日	圃場A: <0.01 (#)	
					82日	圃場B: <0.01 (#)	
稲 (玄米)	2	50%乳剤 2%粉剤	1000倍散布 150L/10a	2回	21日	圃場A: 0.025	
			4kg/10a 散布			圃場B: 0.017	
稲 (玄米)	2	2%粉剤	4kg/10a 散布	2回	21, 30日	圃場A: 0.010 圃場B: 0.088	
稲 (玄米)	2	50%乳剤	100倍種粒浸漬 1000倍 150L/10a	4, 7回	30, 44日	圃場A: 0.071 (7回, 30日) (#)	
			30, 45日		圃場B: 0.026 (4回, 30日) (#)		
稲 (玄米)	2	4%粒剤 2%粉剤	4kg/10a 散布	2回	20日	圃場A: <0.01 (#)	
			4kg/10a 散布		21日	圃場B: <0.01 (#)	
	2	4%粒剤 50%乳剤	4kg/10a 散布	2回	29日	圃場A: <0.01 (#)	
			1000倍散布 150L/10a		30日	圃場B: <0.01 (#)	
	2	50%乳剤 2%粉剤	1000倍散布 150L/10a	2回	20日	圃場A: <0.01	
			4kg/10a 散布		21日	圃場B: <0.01	
	2	2%粉剤	3kg/10a 散布	2回	20日	圃場A: <0.01	
					21日	圃場B: <0.01	
稲 (玄米)	4	4%粒剤 2%粉剤	4kg/10a 散布 4kg/10a 散布	2回	21日	圃場A: 0.013 (#)	
						圃場B: <0.01 (#)	
						圃場C: <0.01 (#)	
						圃場D: <0.01 (#)	
	4	4%粒剤 50%乳剤	4kg/10a 散布 1000倍散布 150L/10a	2回	30日	圃場A: 0.014 (#)	
						圃場B: 0.015 (#)	
						圃場C: 0.019 (#)	
						圃場D: 0.018 (#)	
	4	50%乳剤 2%粉剤	1000倍散布 150L/10a 4kg/10a 散布	2回	21日	圃場A: 0.022	
						圃場B: 0.018	
	3	2%粉剤	3+4kg/10a 散布	2回	21日	圃場C: 0.020	
						圃場D: 0.019	
稲 (玄米)	2	4%粒剤 2%粉剤	4kg/10a 散布	2回	21日	圃場A: <0.01 (#)	
			4kg/10a 散布			圃場B: <0.01 (#)	
	2	4%粒剤 50%乳剤	4kg/10a 散布	2回	30日	圃場A: <0.01 (#)	
			1000倍散布 150L/10a			圃場B: 0.017 (#)	
2	50%乳剤 2%粉剤	1000倍散布 150L/10a	2回	21日	圃場A: <0.01		
		4kg/10a 散布			圃場B: 0.022		
2	2%粉剤	4kg/10a 散布	2回	21日	圃場A: <0.01		
					圃場B: 0.011		
だいず (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000倍散布 150L/10a	3回	21, 30日	圃場A: <0.01 (3回, 30日) (#)	
						圃場B: <0.01 (3回, 30日) (#)	
だいず (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000倍散布 180L/10a	3回	45日	圃場A: <0.012	
			20倍空中散布 30L/10a			圃場B: <0.012	
あずき (乾燥子実)	1	50%乳剤	1000倍散布 100L/10a	4回	63日	圃場A: <0.025	
				6回		圃場A: <0.025 (#)	
あずき (乾燥子実)	1	50%乳剤	1000倍散布 100L/10a	4回	30日	圃場A: <0.002	
				6回		圃場A: <0.002 (#)	
あずき (乾燥子実)	2	50%乳剤	1000倍散布 150L/10a	4回	14, 21日	圃場A: 0.013	
						圃場B: 0.021	
ばれいしょ (塊茎)	2	50%乳剤	1000倍散布 150L/10a	2回	7, 14日	圃場A: <0.01	
						圃場B: <0.01	

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【フェンチオン (全酸化代謝物を含む)】	
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
やまのいも (塊茎)	1	5%粒剤	9kg/10a 散布	1回	47, 73, 97日	圃場A:<0.028	
				1回	36, 63, 97日	圃場A:<0.028 (1回、36日) (#)	
				2回		圃場A:<0.028 (2回、36日) (#)	
				3回		圃場A:<0.028 (3回、36日) (#)	
やまのいも (塊茎)	2	5%粒剤	9kg/10a 散布	3回	29, 45日	圃場A:<0.01	
					30, 45日	圃場B:<0.01	
かんしょ (塊根)	2	5%粒剤	6kg/10a 散布	1回	28, 84日	圃場A:<0.015 (1回、28日) (#)	
			9kg/10a 散布又は土壌混和	1回	44, 92日	圃場B:<0.015 (1回、44日) (#)	
					28, 84, 97日	圃場A:0.016 (1回、28日)	
					44, 92日	圃場B:<0.015 (1回、44日)	
かんしょ (塊根)	2	2%粉剤	4kg/10a 散布	2回	30日	圃場A:<0.01 (#) 圃場B:<0.01 (#)	
かんしょ (塊根)	2	5%粒剤	9kg/10a 生育期作条施用覆土	2回	30日	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01	
さとうきび (茎)	2	2%粉剤 50%乳剤	9kg/10a 土壌混和 500倍散布 1800L/10a	2回	116, 213日	圃場A:<0.002 (MPPのみ) (2回、213日) (#)	
		5%粒剤	6kg/10a 土壌混和 9kg/10a 土壌混和	1回	231, 421日	圃場B:<0.022 (2回、231日) (#)	
					200, 297日	圃場A:<0.002 (MPPのみ) (1回、200日) (#)	
					329, 519日	圃場B:<0.022 (1回、329日) (#)	
					200, 297日	圃場A:<0.002 (MPPのみ) (1回、200日)	
329, 519日	圃場B:<0.022 (1回、329日)						
さとうきび (茎)	2	50%乳剤	500倍散布 200L/10a	2回	90, 100日	圃場A:<0.014 (2回、100日) (#) 圃場B:0.019 (2回、100日) (#)	
			500倍土壌灌注 2L/m <sup>2</sup>	2回	90, 100日	圃場A:<0.014 (2回、100日) (#) 圃場B:0.052 (2回、100日) (#)	
		5%粒剤	9kg/10a 土壌混和	2回	90, 100日	圃場A:<0.014 (2回、100日) (#) 圃場B:<0.014 (2回、100日) (#)	

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。



## フェンチオン海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【フェンチオン (全酸化代謝物を含む)】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
ネクタリン (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L) ・ 75ml/ha	5回	0, 1, 3, 4, 7	圃場A : 0.6
			666倍希釈 (150ml/100L) ・ 150ml/ha			圃場A : 1.8 (#)
ネクタリン (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L) ・ 75ml/ha	5回	0, 3, 7, 14	圃場A : 0.33
			666倍希釈 (150ml/100L) ・ 150ml/ha			圃場A : 0.58 (#)
		100g/L乳剤	250倍希釈 (400ml/100L) ・ 400ml/ha			圃場A : 0.50 (#)
			125倍希釈 (800ml/100L) ・ 800ml/ha			圃場A : 0.81 (#)
すもも (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L) ・ 75ml/ha	5回	0, 1, 3, 4, 7日	圃場A : 1.3 (5回, 4日)
			666倍希釈 (150ml/100L) ・ 150ml/ha			圃場A : 2.8 (#)
かき (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L)	4回	0, 1, 3, 5, 7, 14日	圃場A : 0.36
			666倍希釈 (150ml/100L)			圃場A : 0.13 (#)
キウイフルーツ (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L)	4回	0, 1, 3, 5, 7, 14日	圃場A : 1.51
			666倍希釈 (150ml/100L)			圃場A : 3.29 (#)
アボカド (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L)	4回	0, 1, 3, 5, 7, 14日	圃場A : 0.01
			666倍希釈 (150ml/100L)			圃場A : 0.01 (#)
マンゴー (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L)	5回	0, 1, 3, 5, 7日	圃場A : 0.30
			666倍希釈 (150ml/100L)			圃場A : 0.53 (#)
カスターアップル (果実)	1	550g/L乳剤	1333倍希釈 (75ml/100L)	5回	0, 1, 3, 5, 7, 14日	圃場A : 0.15
			666倍希釈 (150ml/100L)			圃場A : 0.23 (#)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験 (いわゆる最大使用条件下の作物残留試験) を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留量。(参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に係る意見具申」)  
表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について ( ) 内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

## フェンチオン収穫後使用に係る海外作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 【フェンチオン (全酸化代謝物を含む)】
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
マンゴー (果実)	2	550g/L	1333倍希釈液 (75ml/100L) 浸漬処理	1回	—	圃場A : 1.30 圃場B : 1.51

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.3	0.05	○	0.05		0.010,0.088(\$)
とうもろこし		5				
大豆	0.05	0.02	○			<0.012,<0.012
小豆類	0.1	0.02	○			0.013,0.021
ばれいしよ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしよ	0.1	0.02	○			0.016,<0.015
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.02	○			<0.028
さとうきび	0.3	0.02	○			<0.014(#),0.052(#)(\$)
トマト		5				
ピーマン		5				
なす		5				
その他のなす科野菜		5				
きゅうり(ガーキンを含む。)		3				
かぼちや(スカッシュを含む。)		3				
しろうり		3				
すいか		3				
メロン類果実		3				
まくわうり		3				
その他のうり科野菜		3				
オクラ		5				
マッシュルーム		5				
しいたけ		5				
その他のきのこ類		5				
みかん		2		2		
なつみかんの果実全体	2	2		2		
レモン	2	2		2		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む)	2	2		2		
グレープフルーツ	2	2		2		
ライム	2	2		2		
その他のかんきつ類果実	2	2		2		
りんご		2				
日本なし		2				
西洋なし		2				
マルメロ		2				
びわ		2				
もも		5				
ネクタリン	1	5		5	オーストラリア	[0.6/0.33](オーストラリア)
あんず(アブリコットを含む)		5				
すもも(ブルーンを含む)	3	5		5	オーストラリア	[1.3](オーストラリア)
うめ		5				
おうとう(チェリーを含む)	2	2		2		
ぶどう		2				
かき	1	5		2	オーストラリア	[0.36](オーストラリア)
バナナ		3				
キウイ	5	5		5	オーストラリア	[1.51](オーストラリア)
パパイヤ		5				
アボカド	0.05	5		5	オーストラリア	[0.01](オーストラリア)
パイナップル		5				
グアバ		2				
マンゴー	5	5		5	オーストラリア	[1.30,1.51](オーストラリア)
パッションフルーツ		5				
その他の果実	1	1		1		
その他のスパイス		2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.6				
豚の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.6				
豚の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.6				
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.6				
豚の食用部分		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.2				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家さんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家さんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家さんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家さんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家さんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家さんの卵		0.05				
魚介類	0.08		申			推:0.071
食用オリーブ油(バージンオイルに限る。)	1	1		1		

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。  
 (\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。  
 (#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。  
 本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。  
 「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

フェンチオン推定摂取量 (単位:  $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$ )

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民平均 TMDI	国民平均 EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米(玄米をいう。)	0.3	0.049	55.5	9.1	29.3	4.8	41.9	6.8	56.6	9.3
大豆	0.05	0.012	2.8	0.7	1.7	0.4	2.3	0.5	2.9	0.7
小豆類	0.1	0.017	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
ばれいしょ	0.05	0.01	1.8	0.4	1.1	0.2	2.0	0.4	1.4	0.3
かんしょ	0.1	0.016	1.6	0.3	1.8	0.3	1.4	0.2	1.7	0.3
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.028	0.5	0.1	0.1	0.0	0.3	0.0	0.9	0.1
さとうきび	0.3	0.034	4.0	0.5	3.4	0.4	3.1	0.4	3.6	0.4
なつみかんの果実全体	2	● 2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
レモン	2	● 2	0.6	0.6	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6	0.6
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	● 2	0.8	0.8	1.2	1.2	1.6	1.6	0.4	0.4
グレープフルーツ	2	● 2	2.4	2.4	0.8	0.8	4.2	4.2	1.6	1.6
ライム	2	● 2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	2	● 2	0.8	0.8	0.2	0.2	0.2	0.2	1.2	1.2
ネクタリン	1	0.465	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0
すもも(プルーンを含む。)	3	1.3	0.6	0.3	0.3	0.1	4.2	1.8	0.6	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	2	● 2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
かき	1	0.36	31.4	11.3	8.0	2.9	21.5	7.7	49.6	17.9
キウイ	5	1.51	9.0	2.7	6.5	2.0	5.5	1.7	10.0	3.0
アボカド	0.05	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マンゴー	5	1.4	0.5	0.1	0.5	0.1	0.5	0.1	0.5	0.1
その他の果実	1	● 1	3.9	3.9	5.9	5.9	1.4	1.4	1.7	1.7
魚介類	0.08	0.022	7.5	2.1	3.4	0.9	7.5	2.1	7.5	2.1
計			124.7	36.6	65.3	21.3	98.9	30.5	141.8	40.6
ADI比(%)			101.7	29.8	179.7	58.6	77.3	23.8	113.8	32.5

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値(案)の数値を用いた。

高齢者及び妊婦については水産物の摂取量データがないため、国民平均の摂取量を参考とした。

魚介類については、EDI試算では、水中の農薬濃度は内水面とそれ以外で約5倍もしくはそれ以上の差がある状況を考慮した値を暴露評価に用いた。

(参考)

これまでの経緯

- 平成17年11月29日 残留農薬基準告示  
平成20年12月5日 農林水産省より厚生労働省へ基準設定依頼（魚介類）  
平成21年1月20日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請  
平成22年4月8日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知  
平成22年12月17日 薬事・食品衛生審議会へ諮問  
平成23年2月10日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会  
平成23年10月14日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- |        |                              |
|--------|------------------------------|
| 石井 里枝  | 埼玉県衛生研究所水・食品担当専門研究員          |
| ○大野 泰雄 | 国立医薬品食品衛生研究所長                |
| 尾崎 博   | 東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授    |
| 斉藤 貢一  | 星薬科大学薬品分析化学教室准教授             |
| 佐藤 清   | 財団法人残留農薬研究所理事・化学部長           |
| 高橋 美幸  | 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所上席研究員  |
| 永山 敏廣  | 東京都健康安全研究センター食品化学部長          |
| 廣野 育生  | 東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授         |
| 松田 りえ子 | 国立医薬品食品衛生研究所食品部長             |
| 宮井 俊一  | 社団法人日本植物防疫協会技術顧問             |
| 山内 明子  | 日本生活協同組合連合会執行役員組織推進本部長       |
| 由田 克士  | 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授      |
| 吉成 浩一  | 東北大学大学院薬学研究科医療薬学講座薬物動態学分野准教授 |
| 鰐淵 英機  | 大阪市立大学大学院医学研究科都市環境病理学教授      |

(○：部会長)